

家賃等のお支払についてのお知らせ

(このしおりは、大切に保管してください)

(株)オリコフォレントインシュアの決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。ご契約内容のご確認をお願いいたします。

① お支払方法・お支払日について



**お支払方法は「口座振替」、
お支払日は毎月「27日」になります。**

※「27日」が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

- お支払が発生する家賃等は翌月使用分となります。
(例: 1月27日の口座振替分→2月分家賃等)
- お支払方法を「銀行振込」に変更希望の場合は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

② 家賃等のお支払先について

ご契約者様



● **Orico 株式会社オリコフォレントインシュア**

**家賃等のお支払先は、
「(株)オリコフォレントインシュア」です。**

※「不動産管理会社様」・「物件オーナー様」に
直接お支払をされないようご注意ください。

- お支払いいただいた家賃等は、「(株)オリコフォレントインシュア」を経由して「不動産管理会社様」「物件オーナー様」への送金となります。

③ 口座振替手続きについて



**口座振替手続き完了までの間は
「コンビニエンスストア専用払込票」で
お支払いください。**

※30万円超の家賃等の場合は「銀行振込」となります。

- 各金融機関への手続きを行う為、口座振替の開始までには一定のお時間を要します。

ご注意

- 「コンビニエンスストア専用払込票」は、「ご契約者様」にご送付させていただきます。
※郵便局への転居届が未提出の場合、届かない場合がございますので、お早めのお手続きをお願いいたします。
- 一定期間、口座振替手続きが完了されない場合、お支払方法は「銀行振込」での対応となります。

④ 「お支払日」を過ぎた場合について

- 「お支払日」を過ぎた場合、家賃等決済サービス契約書に記載の「遅延損害金」と「再請求手数料」が発生する場合がございます。
- 「お支払日」等のご相談がある場合は、事前に下記のお問い合わせ窓口へご連絡をお願いいたします。

⑤ その他費用について

- ご契約内容によっては、「支払手数料」等の費用が発生いたします。
- 詳しくは家賃等決済サービス契約書、重要事項説明書をご確認ください。

● **Orico 株式会社オリコフォレントインシュア**

お問い合わせ
窓口はこちら



0570-030-223

営業時間 10:00~19:00

年中無休 (※年末年始・弊社指定休業日は除く)

- 上記ナビダイヤルは、東京23区に着信し、着信地までの通話料はお客様のご負担となります。また、通話料金につきましてはマイラインの登録に関わらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。
- 携帯電話からのご利用の場合は、昼間20秒ごとに10円、夜間22.5秒ごとに10円、深夜早朝25秒ごとに10円の通話料金がおお客様の負担となります。

家賃等決済サービス契約
(支払委託及び保証委託契約)

契約者（以下「甲」という。）と株式会社オリコフコレントインシュア（以下「乙」という。）とは、甲が賃借した表面記載の賃貸物件（付帯するサービスも含む。以下「本物件」という。）に関する金銭の支払いについて、次のとおり支払委託及び保証委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（支払委託及び保証委託）

- 1 甲は、乙に対し、本物件の明渡しまでの間に発生する家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他の毎月定期的な資料と共に支払われる表面記載の金銭（以下「賃料等」という。）及び賃貸借契約が解除された場合に生じる解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金を乙が甲に代って乙と決済サービスの取扱契約を締結して生じる賃料等の受領権限がある者または付帯サービスの提供者（以下これらの者を「支払先」という。）に支払うことを委託する。本契約締結後、支払先から乙に賃料等の変更の通知があった場合、当該通知記載の金額を支払委託額とする。
- 2 甲は、乙に対し、前項の金銭のほか、本物件に関する金銭のうち支払先から乙に通知があった変動費用等（変動費用、更新費用、原状回復費用、早期解約的違約金、付帯サービス費用、保険料その他の本物件に関する金銭）について、乙が当該通知記載の金額を甲に代わって支払先に支払うことを委託する。
- 3 甲は、乙に対し、賃料等及び前項の変動費用等（以下これらに賃料等相当損害金を加えたものを「賃貸借費用等」という。）の滞納を理由として甲と支払先の明渡し訴訟手続において裁判所より甲の負担として認められた訴訟費用及び強制執行費用の滞納分のうち、支払先が乙の承諾を得て支出した費用を乙が甲に代わって支払先に支払うことを委託する。

- 4 甲は、乙に対し、賃料等の支払義務について保証を委託する。
- 5 支払先が賃貸借契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要であるとして、乙が判断した場合には、乙は、一定期間、賃貸借費用等の支払いを停止することができる。
- 6 甲の乙に対する賃貸借費用等の不払いがあった場合、甲は、賃貸借契約の賃貸人に対して、当該不払いを債権関係破壊の事由として賃貸借契約が解除されることに同意する。

第2条（保証委託及び支払手数料）

- 1 甲は、乙に対し、保証委託として、表面記載の初期保証委託料を支払う。
- 2 甲は、乙に対し、支払手数料として、乙が取扱う賃貸借費用等に表面記載の手数料率を乗じた額を支払う。

賃貸借契約が期間満了前に終了した場合、または賃料等が途中で減額された場合であっても、甲は、前2項により支払った金銭の返還を乙に請求できない。

第3条（支払期日及び支払方法）

- 1 甲は、乙に対し、賃貸借費用等及び支払手数料を、乙が賃貸借費用等を支払先へ支払う月の27日（賃料等については、翌月分を毎月27日まで、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに乙の指定する方法により支払う。
- 2 甲は、乙に対し、初期保証委託料を本契約の契約締結月の27日（金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに乙の指定する方法により支払う。

第4条（家賃等決済サービス申込書並びに賃貸借契約の変更等の届出）

本契約締結後、別紙「家賃等決済サービス申込書」並びに賃貸借契約の記載内容に変更が生じたとき、または、賃貸借契約の終了が決定したときは、甲は、乙に対し、支払先を通じて乙にその旨及びかかる変更の内容を届けなければならない。

第5条（滞延損害金及び費用負担等）

- 1 甲が乙に対して賃貸借費用等、保証委託料及び支払手数料の支払いを行う。第3条の支払期日に遅滞したときは、甲は、乙に対し、支払期日の翌月1日から支払い済みに至るまで年14.6%の割合による滞延損害金を支払わなければならない。
- 2 甲は、次の費用を負担する。
 - ① 乙に対する弁済のための費用
 - ② 甲が賃貸借費用等の支払いを遅滞したことにより、乙が振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったとき、1回につき300円（税別）
 - ③ 甲が訪問集金をしたとき、1回につき1000円（税別）
 - ④ 乙が甲に対し書面により催告したとき、当該催告に要した費用
 - ⑤ 本契約または本契約に基づく費用・手数料に課される一切の公課
 - ⑥ 甲から甲へ返金が発生したとき、返金手数料として返金方法に応じて500円～800円（税別）

第6条（弁済の充当方法）

甲が支払った金額が本契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を消滅させるに満たない場合は、乙は、乙所定の順序により充当できるものとする。

第7条（紛議）

- 1 甲は、支払先と賃貸借費用等の支払いについて紛議が生じたときは、自らの責任において支払先と解決に努める。
- 2 甲は、賃貸借費用等の支払を停止する正当な事由があるときは、乙に対しその支払いの停止を依頼することができる。
- 3 甲が前項の連絡を怠ったため、乙が紛議の事実を知らずに支払先に対し賃貸借費用等の支払いを行った場合、甲は、当該紛議を理由として乙に対する支払いを拒否することができないとする。

第8条（特則）

- 1 乙は、法令上認められている場合、甲の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができる。
 - ① 甲において賃貸借費用等の滞納が生じたときに、甲に対し、電報、電話、訪問、文書の提示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払いを行うよう催促を行うこと
 - ② 甲の同意を確認する必要があるとき、その他緊急を要するときに、本物件の合鍵を支払先から借り受けて本物件に立ち入ること
 - ③ 本物件の入居者その他の関係者を連絡すること
- 2 乙は、本物件にかかる電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件の占有を解したと判断される場合、本契約との関係では、原契約をしたものとする。

3 事由の如何を問わず、賃貸借契約が終了した場合は、乙は、甲の退去手続前に立ち会うことができる。

第9条（動産物の保管、処分等）

- 1 賃貸借契約が終了した本物件の明渡ししが成立した場合は、本物件に残置された動産物を搬出、運搬及び保管することができる。
- 2 前項に基づき動産物を保管する場合の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に甲が乙の保管する動産物を引き取り取らないときは、甲が当該動産物を放棄したものとみなし、乙は当該動産物を処分することができる。
- 3 乙による動産物の搬出、運搬、保管及び処分に必要な一切の費用は、甲が負担するものとし、甲は、乙に対し速やかに当該費用を支払う。

第10条（再委託）

乙は、本契約に基づき、委託を受けた事務の一部を乙が任意に選定する第三者に再委託することができる。

第11条（返還金等による弁済）

- 1 本物件の明渡し時に本契約に基づき乙に対する甲の金銭債務が存在する場合、甲は、甲に代理して乙が支払先から敷金等を受領し、本契約に基づき乙に対する甲の金銭債務に充当することを認める。
 - 2 乙が第1条において支払委託の対象とする保険料を支払ひ、その後、当該保険料に係る保険契約が解除その他の事由により終了し解約返戻金その他の保険会社又は短期租税保険会社から甲に申し返金される金銭が発生し、かつ本契約に基づき乙の甲に対する金銭支払債務が存在するときは、甲は、乙が甲に代わって当該金銭を受領し、当該金銭支払債務に充当することを認める。
 - 3 甲は、賃貸借契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、乙以外の者への譲渡・担保提供その他の処分をすることができない。
- 第12条（賃貸借費用等の支払いの停止等）
- 1 次の各号に定める事由が生じた場合、乙は、何らの通知を要することなく賃貸借費用等の支払いを停止することができる。
 - ① 本物件の用途が変更された場合
 - ② 甲の賃貸借契約上の地位が第三者に移転した場合
 - ③ 賃貸借契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更等があった場合
 - ④ 賃貸借契約の内容に重大な変更があった場合
 - ⑤ 本物件の号室に変更があった場合
 - ⑥ 支払先が不明となった場合
 - ⑦ 乙と支払先との間で定める賃貸借費用等の支払上限に達した場合

⑧ その他乙と支払先との間で定める賃貸借費用等の支払いについて停止事由に該当した場合

- 2 前項各号の事由が発生した場合、乙は、何らの通知を要することなく本契約を解除することができる。
- 3 甲は、支払先の同意がある場合に限り本契約を解約できるものとする。

第13条（定期借家契約）

賃貸借契約が定期借家契約の場合において、賃貸借契約が期間満了により終了し、同一当事者間で再契約が締結されたときは、再契約についてもその効力を及ぼし、甲は乙に対し、第2条2項の支払手数料を支払う。

第14条（甲の死亡）

本契約は、甲の死亡によっても終了せず、甲の相続人に承継される。

第15条（賃料等その他の変更に伴う本契約内容の変更）

本契約締結後、賃料等の変更その他の本契約に影響を及ぼす変更が生じた場合、支払先からの書面による事前の通知及び乙に対する乙の承諾をもって本契約内容を変更する。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲は、乙に対し、現在及び将来において、自己（入居者を含む。）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等ばっくゴロなどは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 甲は、自ら（入居者を含む。）または第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他各号に準ずる行為
- 3 甲またはその役員が、本条1項の表明保証に関して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは本条1項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、乙は、直ちに本契約を解除することができ、かつ乙が生じた損害の賠償を請求することができる。

4 乙は、前項の規定の適用により甲が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わない。

第17条（個人情報の取り扱いに関する同意）

甲は、乙による個人情報情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意する。

第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理する。

第19条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第20条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈される。

個人情報の取り扱いに関する事項

家賃等決済サービス契約（以下「本契約」という。）の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフコレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）にない、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができるもの個人情報に含まれます。

- ① 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の経済情報（変更後の情報を含む）
- ② 本契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座振替等の契約情報
- ③ 本契約に関する資料支払戻金等の取引情報
- ④ 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤ 個人の肖像又は音声や振動又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥ 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（個人情報の利用目的）

1 当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ① 本契約の締結可否の判断のため
- ② 本契約の締結及び履行のため
- ③ 本契約に基づく立替金請求及び決済業務等の行使のため
- ④ サービスの紹介のため
- ⑤ サービスの品質向上のため
- ⑥ ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦ 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の借主債務の精算に協力するため
- ⑧ 上記①から⑦の利用目的を達成するために必要な範囲で個人情報の第三者への提供

第3条（個人情報の第三者への提供）

1 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公益増進の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対して提供することに同意します。

- ① 第2条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、保険会社等付帯サービス提供会社若しくは同法人等の申込者等の関係者、又はその他かかるべき第三者に対し提供すること
- ② その他申込者等が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第4条（第三者の範囲）

- 以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
 - ① 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
 - ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第5条（個人情報提供情報の登録・利用）

1 申込者等は、当社が加盟する個人情報利用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟店に対する当該情報の提供を業とする者を用い。以下同じ）（当社が加盟する個人情報利用情報機関を、以下「加盟利用情報機関」という）及び加盟利用情報機関と連携する個人情報利用情報機関（以下「提携利用情報機関」という）に当社が加盟し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

2 申込者等は、申込者等に係る本契約（保証委託契約を含む場合は保証委託契約を除く。以下本項において同じ。）に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟利用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟利用情報機関及び提携利用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申込をした事実	当社が加盟利用情報機関に加盟した日から6ヶ月間	
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債権の支払を遅滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	
3 加盟利用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約中に新たに個人利用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。		
●株式会社シー・アイ・シー		
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階		
お問合せ先：0120-110-414		
ホームページアドレス：https://www.dic.co.jp/		
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。		
4 提携利用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は、次のとおりです。		
●全国銀行個人利用情報センター		
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1		
お問合せ先：03-3214-5020		
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pdic/		
●株式会社日本個人情報情報機関		
〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5F館		
お問合せ先：0570-055-955		
ホームページアドレス：https://www.jkcc.co.jp/		
※株式会社日本個人情報情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。		

- 5 当社が加盟利用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。
 - 株式会社シー・アイ・シー
 - 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用履歴、支払日、延滞、支払手続の申出事実等支払状況に関する情報等

第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社又は証券会社及び同法人等その他の関係者、申込者等の個人情報を、第2条記載の利用目的のために当社に対して提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

- 1 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。
- 2 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくが、第17条記載の開示窓口までご連絡ください。

第8条（個人情報の正確性）

1 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、本契約の申込時又は締結後においてご提供いただいた個人情報情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条（必要情報の提出）

申込者等は、本契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が本契約に必要な個人情報を提供しない場合には、本契約の締結をお断りすることがあります。

第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条（個人情報の管理）

- 1 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、漏洩及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 2 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるとします。

第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

第16条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフコレントインシュア 経営企画室室長

第17条（特定窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、利用停止等又はその他のご質問、ご相談等若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフコレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

※連絡内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話応対の品質向上及び連絡内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

家賃等決済サービスにかかる重要事項説明書

株式会社オリコフォレントインシュアの家賃等決済サービスをご利用にあたり、以下の内容をよくお読みになり、同意のうえ、ご契約をお願いします。

(1) 家賃債務保証会社

保証会社：株式会社オリコフォレントインシュア
住 所：東京都港区芝浦4-9-25
問合せ先：0570-030-123
登録番号：国土交通大臣（1）第1号（登録日：2017年12月21日）

(2) 保証範囲及び内容について

保証期間	保証契約締結日～賃貸物件の明渡まで（保証上限額を超えた場合、保証終了となります。）
保証の範囲	①月額賃料など（賃料・共益費・駐車場代含む） ②変動費（管理会社より通知があった費用） ③更新料（更新事務手数料含む） ④原状回復費用 ⑤賃貸借契約解除後から明渡までの間の賃料相当損害金 ⑥明渡訴訟その他法的手続きに係る費用 ⑦早期解約違約金 ⑧退去予告義務違反に係る違約金 ⑨保証上限額は月額賃料（共益費、管理費等は含まない）の48ヶ月になります。 ※弊社家賃等決済サービスをご利用頂いている不動産管理会社様によっては、含まれない項目がございます。 予めご了承下さい。

(3) 保証委託料及び支払手数料について

保証料 手数料	初回保証料	月額請求合計額の50%
	支払手数料	収納合計金額の1% ※変動費用等の額によって支払手数料は変動します
	再請求手数料	一回の再請求にあたり330円（税込）
求償権に対する連帯保証人の有無		無し

(4) 求償権および求償する金額について

保証会社が賃借人様に代わってお支払した場合、保証会社から賃借人様に対して求償権が発生します。この求償権に基づいて、保証会社が賃借人様に対してご請求を行います。賃借人様に対してご請求する金額は、上記（2）の範囲で保証会社がお支払した額及び遅延損害金（年14.6%）となります。

(5) 注意事項

- ・契約期間中に途中解約された場合でも支払済みの保証料は返還されない契約です。
- ・本契約は賃料滞納時の保険ではありません。賃貸借契約を締結する為の一つの条件としての契約です。滞納時にも必ず代位弁済に基づく求償権行使が発生します。
- ・滞納が発生した場合、例えその期間が1日であっても催告の連絡がある可能性があります。
- ・当社の入金確認業務後、催告の連絡業務開始まではシステム上、時間的なずれがあり、ご入金いただいた後にもご連絡がある場合もあります。
- ・本契約に違反した場合、違約金や損害賠償を請求することがあります。